

返戻金の有無について

採用決定者の入職後、本人の責めに起因する事項により 6 か月以内に退職した場合には、弊社が受け取った成功報酬の 50%～100%を返戻するか、諸経費実費のみの対応で新たな候補者を紹介します。

ただし、入職先法人の事由による退職、解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、この制度は適用されません。

以上